

生活交通改善事業計画について
(バリアフリー化設備等整備事業)

(一社) 旭川地区ハイヤー協会では、ユニバーサルデザインタクシー導入を推進しており、令和4年度は3社合計13台の導入を計画している。

<内訳>

旭川中央交通(株)	UDタクシー	6 台
大丸交通(株)	〃	6 台
富士タクシー(株)	〃	1 台

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和4年6月30日

（名 称）旭川市地域公共交通会議

（代表者名）会長 三宅 智彦 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
ユニバーサルデザインタクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内のユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
令和4年度中にユニバーサルデザインタクシー車両を13台導入する。
（2）事業の効果
ユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで、高齢者や障害者の移動の円滑化が図られるとともに、より利便性が高まり、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）
・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入13台 （旭川中央交通(株)6台、大丸交通(株)6台、富士タクシー(株)1台）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
旭川中央交通株式会社 身体・知的 各1割 精神 設定なし
大丸交通株式会社 身体・知的 各1割 精神 設定なし
富士タクシー株式会社 身体・知的 各1割 精神 設定なし
（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域又は準特定地域での減休車の状況について ※特定地域又は準特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要
旭川中央交通株式会社 減車率 11.7%
大丸交通株式会社 減車率 10.6%
富士タクシー株式会社 減車率 12.9%

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する。
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和 4 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサル デザイン タクシー車 両導入	36,225 千円	7,800 千円	千円	1,100 千円	27,325 千円
	100%	21.5%	%	3.1%	75.4%
合 計	36,225 千円	7,800 千円	千円	1,100 千円	27,325 千円
	100%	21.5%	%	3.1%	75.4%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両導入	交付決定後着手  3 月 3 1 日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 12 月 20 日（H23 第 1 回）地域公共交通会議設立

令和 4 年 6 月 30 日（R4 第 1 回）本計画に合意

8. 利用者等の意見の反映

・利用者からユニバーサルデザインタクシー車両の充実を求める声が事業者に届いている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課 主幹 庄司 大介
関係市区町村	旭川市地域振興部長 三宅 智彦（会長） 旭川市福祉保険部長 金澤 匡貢
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道（株）旭川支社 専任部長 堀井 忠 旭川電気軌道（株）運輸部次長 矢野 寿典 道北バス（株）取締役運輸本部長 福内 直樹 北海道中央バス（株）旭川営業所所長 土田 裕司 旭川地区バス協会事務局長 中田 幸治 （一社）旭川地区ハイヤー協会会長 柏葉 健一 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合専務理事 山内 建一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会議長 藤井 正樹 旭川開発建設部旭川道路事務所第1工務課長 梅津 隆 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課長 工藤 一 旭川市土木部長 太田 誠二 東日本高速道路（株）北海道支社旭川管理事務所副所長 加藤 文啓 旭川中央警察署交通第一課規制第二係長 山名 克彦 旭川東警察署交通第一課規制係長 高田 学治
地方運輸局	旭川運輸支局首席運輸企画専門官 高畠 亮 加茂 聖和
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会理事 玉田 昌嗣 北海道高等学校PTA連合会旭川支部事務局長 渡井 弘幸 旭川市社会福祉協議会常務 岡田 政勝 （一社）旭川消費者協会理事 馬場 貞（監事） 旭川NPOサポートセンター理事 森田 裕子 旭川商工会議所常務理事 川口 勤（監事） 中央大学教授研究開発機構教授 秋山 哲男 北海道大学工学研究院土木工学部門 教授 高野 伸栄 旭川医科大学教授 高橋 雅治

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）旭川市6条通10丁目旭川市役所第三庁舎
（所 属）旭川市地域振興部都市計画課
（氏 名）堺井 恵
（電 話）0166-25-9851
（e-mail）tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp